

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

1 健全化判断比率

（単位：％）

年度	実質赤字比率 (12. 90)	連結実質赤字比率 (17. 90)	実質公債費比率 (25. 0)	将来負担比率 (350. 0)
R01	—	—	12. 5	—
H30	—	—	12. 9	15. 9
H29	—	—	13. 2	22. 3
H28	—	—	13. 5	38. 6
H27	—	—	14. 0	60. 5
H26	—	—	15. 0	79. 0
H25	—	—	15. 8	92. 7

- 備考 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。
- 2 括弧内には令和元年度の早期健全化基準を記載しています。
- 3 参考として平成 25 年度以降の数値を示しています。

2 資金不足比率

（単位：％）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20. 0
病院事業会計	—	20. 0
下水道事業会計	—	20. 0
簡易水道特別会計	—	20. 0
都市と農村の交流施設特別会計	—	20. 0

- 備考 1 資金不足がない場合は「—」を記載しています。

【用語解説】

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率